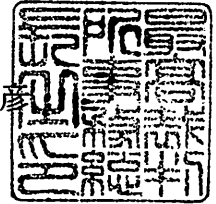


平成31年3月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成31年3月12日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、大阪高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、当該不開示部分のうちの一部は、原判断庁を観察すること等によって誰でも認識することができる情報及び他の裁判所の文書において公表されている情報であることから、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に該当しないとして苦情の申出を行ったものであるが、原判断庁による判断は、相当であると考えている。

2 理由

(1) 開示申出の内容

大阪高等・地方・簡易裁判所庁舎における入庁検査の実施について（平成29年12月12日付）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、平成31年2月5日付けで、その一部を不開示とする判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断庁が開示しないこととした部分には、入庁検査の具体的な方法や所持品検査の使用機器、所持品検査除外者に関する事項などが記載されているところ、これらの情報を公にすると、入庁検査の妨害等を企てられて庁舎内に危険物を持ち込まれるおそれがあり、ひいては裁判所利用者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある。

よって、これらの情報を公にすることは、適正な警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

イ なお、苦情申出人は、原判断において不開示とした情報のうち、入庁検査の実施時間帯、障がい者等の入館時の検査方法及び所持品検査の使用機器については、原判断庁の当直室の利用実態や原判断庁の入口を観察することによって誰でも認識できる情報として、同使用機器及び所持品検査除外者に関する事項については、「仙台地方裁判所委員会（第33回）議事概要」において開示されている情報であるとして不開示情報に相当しないと主張する。しかし、これらの情報（以下「本件不開示情報」という。）については、いずれも原判断庁において公表していない情報であり、原判断庁を観察すること等により認識できる情報及びその他の庁の入庁検査につき公表されている情報からは、いずれも原判断庁における取扱いが推測されるのみであり、本件不開示情報が明らかになるものではない。また、警備態勢については、各庁の規模や構造等の事情を踏まえて決められるものであるところ、入庁検査の情報につき他の庁で公表されていることをもって、各庁における当該情報を開示しなければならないとすると、それらの情報を分析されることにより、総合的に裁判所の警備態勢の傾向が予測され、今後の裁判所全体における警備実施に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件不開示情報を含む不開示部分についての原判断は相当で

あると考える。